

# 赤野井町自治会規約

令和3年4月1日

赤 野 井 町 自 治 会

# 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は守山市赤野井町自治会と称する。 (以下「本会」という)

(事務所)

第2条 本会の事務所は、自治会館 (赤野井町167番地の1) におく。

(目 的)

第3条

- (1) 本会は住民の健康で平和な街づくりをめざし、住民の親睦を深めると共に、市や玉津学区の行政とも連携しながら本会の使命に即した事業の推進にあたる。
- (2) 地方自治の存在性を意識し、豊かな人間性の昂揚につとめ、和の自治体形成に寄与する。

# 第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、守山市赤野井町区域内の住民でもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防火、防災、防犯に関すること。
- (2) 福祉厚生に関すること。
- (3) 環境整備、保健衛生に関すること。
- (4) 各種団体の育成・支援に関すること。
- (5) その他必要なこと。(祭礼、三宮、二堂の護持など)

(自治会員の構成)

- 第6条
- (1) 自治会員は、赤野井町自治会管内に居住し、店舗・事務所または財産を所有する者で、世帯主を代表として同居家族と共に自治会員としての資格を有する。
  - (2) 第6条(1)項自治会員の構成は、一家を構えて独立の生計を営む「世帯」を構成単位とする。同一住居に複数の世帯が居住し、生計を同じくする場合は一世帯と見なす。但し、判定が困難な場合は、協議会に諮り決定する。

(自治会員の権利、責任)

第7条 自治会員は良心なる自治会員としての権利を確保すると共に責任を負う。

第8条 自治会員は自治会、町内会の諸行事に参画すること。諸行事への不参加者には、不参料を徴収することができる。不参料については別途、定める自治会申し合せ事項にて周知する。

# 第3章 役 員

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 自治会長1名 (有線運営委員兼務)
- (2) 自治会副会長3名 自治会長が協議員中より推薦する。
- (3) 自治会副会長より、総務担当2名(町内会長を兼ねることができる)、会計担当1名を自治会長が任命する。
- (4) 監査員4名 自治会員からの互選
- (5) 町内代表4名 各町内協議員中より互選

(協議員及び委員)

第10条 本会に次の協議員をおく。

- (1) 協議員の選出は、各町内より選出する。  
<川端 4名> <馬場 4名> <西の辻 4名> <浜 4名>
- (2) 上記選出の協議員より次の委員をおく。
  - (イ) 防災委員4名
  - (ロ) 厚生福祉委員4名
  - (ハ) 建設産業委員4名
  - (ニ) その他必要に応じて委員をおくことができることとする。
  - (ホ) 委員の兼務は妨げない。

## 第4章 議 事

(議員)

- 第11条 本会に次の協議員会をおく。  
協議員 16名

## 第5章 選 挙

(選出方法)

- 第12条 (1) 自治会長は告示により、立候補による赤野井町全区(会員世帯当たり1票)の選挙または協議会において、協議員中より推薦することができる。  
(2) 協議員は各町内ごと(会員世帯当たり1票)の投票による。

(役員・協議員の任期)

- 第13条 (1) 自治会長以下役員・協議員の任期は2カ年とする。但し再選は妨げない。  
(2) 欠員の補欠で選出された役員及び協議員は、前任者の残任期間とする。

(役員・協議員・委員・町内代表の任務)

- 第14条 (1) 自治会長は赤野井町を代表し、副会長及び会計係と常に連絡を保ち、自治会事業の運営、会員の相談にあたる。  
(2) 副会長は常に自治会長を補佐し、自治会長の事故ある時は職務を代行する。総務担当は一般庶務事務を統括する  
(3) 同 会計担当は、一般会計並びに墓地に関する会計全般事務及び庶務関係を補佐し、自治会長及び副会長と常に協議し運営にあたる。  
(4) 町内代表は常に自治会長と連携を図り、各町内に自治会活動の報告その他事業に対して審議する。  
(5) 監査員は会計全般及び事業に対して意見をのべること。  
(6) 各委員長は自治会長の意見に対して審議し、各々分担する責任の処理に当り、執行状況を協議会に報告する。  
(7) まちづくり推進委員は、常に自治会と連携を図り、各推進委員の事業を執行する。また、推進委員の中に協議員1名を兼務させる。

(報酬)

- 第15条 自治会長以下三役・協議員・事務員・用務員の報酬及び手当は、協議員会において決定する。

## 第6章 会 議

(会議の種類)

- 第16条 会議は協議員会、町内代表会及び各委員会とする。会議招集は自治会長がするものとするが、各委員会については自治会長の承認を得て各委員長が招集することができる。

- 第17条 委員会は必要あるごとに開催する。但し、自治会長以下三役は出席すること。

(決議事項)

- 第18条 (1) 自治会事業の運営方針その他必要事項  
(2) 予算・決算に関する事項  
(3) 規約の変更または補足が生じた時  
(4) 総ての決議は協議員会において決議する。但し、年一回以上各町内会ごとに常会を開き関係事項を報告する。

(会議の成立)

- 第19条 会議は総て協議員会の過半数を以って表決する。

## 第7章 事業区域

(立地条件)

- 第20条 (1) 守山市赤野井町に所属する地域。

- (2) 当該所屬地を原則とするが、自治会の地域運営上適当とみなすときは、その町に隣接する地域に限る。但し、同一学区内にあつては本人の意思を斟酌し、関係自治会で審議の結果、同意し認めた時とする。

## 第 8 章 会 計

(経 費)

第 2 1 条 (1) 本会の会計は、一般会費、特別会費、その他収入を以って充てる。

(会 費)

第 2 2 条 (1) 自治会費（協力費）は世帯一律の金額とする。自治会員は徴収通知があつた時は自治会費（協力費）を納入しなければならない。

(2) 自治会費（協力費）の納付は、自治会員としての義務であり、且つ総ての権利が確立される。

(3) 自治会費（協力費）は、毎年 4 期以内に分割徴収する。

(4) 町内の特別に企画された事業に対しては、別途事業費を徴収することができる。

(会計年度)

第 2 3 条 会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

(会計監査)

第 2 4 条 会計監査は、年 1 回以上の監査を行いこれを公表する。また、会員の 3 分の 1 以上の要求があつた時は、その要求に関する事項について、監査し公表しなければならない。

(財産目録)

第 2 5 条 赤野井自治会の所有する資産については、別途財産目録を作成しこれを保管する。

## 第 9 章 社寺関係

第 2 6 条 (1) 若宮神社・天満宮及び小津神社の氏子総代は、原則赤野井自治会長とする。自治会長は別途、任命する社寺委員に氏子総代を委任することができる。

(2) 各町内の社寺委員は、協議員中より互選すること。社寺委員 4 名。

(3) 各社寺関係の総ての諸行事については、自治会長以下住民全員参加する。

(4) 社寺関係の特別の諸行事には、自治会長以下三役及び社寺委員は出席する。

(5) 若宮神社・天満宮には、宮守をおく。宮守は、当赤野井町協議員が当り、毎年例祭日には御神灯を献灯する。

(6) 社寺会計は、自治会の賦課方針により審議する。

## 第 1 0 章 有線放送組合

第 2 7 条 (1) 有線放送農業組合の総代の選出は、定数が定められており人員の選出は、下記の通りとする。また、自治会長は有線運営委員を兼務する。

<川端 6 名> <馬場 6 名> <西の辻 5 名> <浜 3 名>

(2) 総代は自治会長が推薦する。

## 第 1 1 章 そ の 他

第 2 8 条 その他必要な事項は、施行細則にて定める。

# 施 行 細 則

- 第 3 章 第 9 条 (1) 監査員 4 名の構成は、協議員より 2 名、他の 2 名は自治会長が推薦して協議員会の承認を得る。
- 第 5 章 第 1 2 条 (1) 自治会長・役員及び協議員の選出は、それぞれの分野に於いて選出すること。  
(2) 自治会長の投票・開票の場所は、赤野井町事務所とする。  
(3) 選挙権と被選挙権は、自治会員であり会費の納入を怠っていない者とする。但し、被選挙権は、満 2 3 歳以上とする。  
(4) 協議員の改選にあたって、永年にわたりその任にあった協議員より事前に被選挙人（候補者）になることを辞退した場合は、本人の意思を尊重する。
- 第 8 章 第 2 2 条 (1) 自治会費（協力費）は原則一律とするが世帯代表者および町内代表から要請があった場合は、当該世帯の生活実態など勘案、協議の上自治会費（協力費）の減免措置を講ずることができる。  
(2) 自治会費（協力費）の徴収時期及び各期の徴収額は、年度当初に協議員会において定める。  
(3) 自治会費（協力費）の期日内未納者に対して町内代表から納入勧奨を行い、納付に応じない場合は、三役等が訪問督促する。徴収 1 期間の滞納者には反則として手数料延滞金を付加徴収することができる。
- 第 1 1 章 第 2 8 条 (1) 自治会員において、特別の善行または、物品・基金の寄付者に対しては、協議員会に諮り、感謝状及び記念品を贈呈することができる。  
(2) 自治会長以下三役任期退職時または、協議員として引き続き 5 期、1 0 年以上町行政に貢献された協議員が退任された時は、協議員会で審議の結果、感謝状・記念品または慰労金を贈ることができる。

# 付 則

- (1) 赤野井自治会の指向を明確にするため、毎年自治会規約の確認が必要である。
- (2) 赤野井自治会の必要事項は、総て協議員会に図り決定する。
- (3) 平成 1 1 年 1 月 3 日 一部改正
- (4) 平成 1 1 年 2 月 9 日 一部改正
- (5) 平成 2 3 年 一部改正
- (6) 令和 3 年 一部改正
- (7) この規約は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ない事を証明します。

守山市赤野井町 番地 \_\_\_\_\_ 印